

05-1 処分性

図表 処分性

	内 容
意 義	<p>「処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最判昭39.10.29）。</p> <p>判例の定義によれば、行政庁の処分について、①公権力性、②国民の権利義務に対する直接具体的な法的規律という観点から処分性の有無が判定されることになる。また、処分性の有無は、行政庁の行為に係る根拠法令の仕組みを解釈することによって判定される（仕組み解釈）。</p>
処分性の判断	<p>(1) 公権力性 処分性の判定にあたり、係争行為の公権力性が否定されれば、取消訴訟の対象とはならず、民事訴訟または当事者訴訟の問題となる。</p> <p>(2) 国民の権利義務に対する直接具体的な法的規律 行政庁の行為が、特定の国民に対して直接・具体的な法的効果を発生させず、特定の国民の法的地位を変動させなければ、処分性は否定される。</p> <p>処分性の判断基準は、①表示行為、②規範定立行為、③内部行為、④段階的行為の処分性が争われるケースで用いられることが多い。</p> <p>① 表示行為 表示行為とは、行政庁が法律的理解を表示する行為をいう。行政庁が法律的理解を表示するだけの行為（精神的表示行為）は、一般的には、単なる事実行為として、処分性が否定される。</p> <p>② 規範定立行為 規範定立行為とは、行政立法を定立する行為や、条例制定行為等をいう。規範定立行為は一般的には特定人の具体的権利義務に直接影響を及ぼすものではないので、処分性は否定される。</p> <p>③ 内部行為 行政機関の内部行為とは、通達など、行政機関相互の内部的行為をいう。内部行為は、行政機関を法的に拘束するとしても、国民との関係で直接具体的な法的効果を生ずるものではなく、通常は処分性が否定される。</p> <p>④ 段階的行為 段階的行為とは、複数の行為が連鎖し、一連の段階を経て行政過程が進行する場合の中間段階の行為をいう。段階的行為の処分性は、それが直接具体的な法的効果を発生させるかという観点から解釈され、中間段階の行為であっても、根拠法上その行為に対して不服申立てを認める規定があれば、取消訴訟の対象となることが前提とされているとして、処分性が認められる。</p>

判例

病院開設中止勧告事件

病院開設中止勧告事件（最判平17.7.15）

事 案 Xが病院の開設を計画し、Yに許可申請したところ、旧医療法30条の7に基づき開設を中止するよう勧告がなされた。Xはこれを拒否する旨の文書を提出し、それに対し、Yが本件申請を許可する処分とともに、中止勧告に従わずに病院を開設した場合には、保険医療機関指定の拒否をすることとされている旨の通告を行った。これに対し、Xが本件勧告等の取消しを求めて出訴した。

争 点 医療法（改正前のもの）30条の7の規定に基づき都道府県知事が病院を開設しようとする者に対して行う病院開設中止の勧告は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるか。

判 旨 医療法及び健康保険法の規定の内容やその運用の実情に照らすと、医療法30条の7の規定に基づく病院開設中止の勧告は、医療法上は当該勧告を受けた者が任意にこれに従うことを期待してされる行政指導として定められているけれども、当該勧告を受けた者に対し、これに従わない場合には、相当程度の確実さをもって、病院を開設しても保険医療機関の指定を受けることができなくなるという結果をもたらすものといえる。そして、いわゆる国民皆保険制度が採用されている我が国においては、健康保険、国民健康保険等を利用しないで病院で受診する者はほとんどなく、保険医療機関の指定を受けずに診療行為を行う病院がほとんど存在しないことは公知の事実であるから、保険医療機関の指定を受けることができない場合には、實際上病院の開設自体を断念せざるを得ないことになる。このような医療法30条の7の規定に基づく病院開設中止の勧告の保険医療機関の指定に及ぼす効果及び病院経営における保険医療機関の指定の持つ意義を併せ考えると、この勧告は、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると解するのが相当である。後に保険医療機関の指定拒否処分の効力を抗告訴訟によって争うことができるとしても、そのことは上記の結論を左右するものではない。

したがって、本件勧告は、行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たるといふべきである。

 図表 処分性の肯否

処分性あり	処分性なし
<ul style="list-style-type: none"> ① 弁済供託における供託金取戻請求(最大判昭45・7・15) ② 関税込率法に基づく税関長の通知(最判54・12・25) ③ 土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の設立の認可(最判昭60・12・17) ④ 土地改良事業についての事業施行の認可(最判昭61・2・13) ⑤ 第二種市街地再開発事業についての事業計画の決定(最判平4・11・26) ⑥ 登記官が不動産登記簿の表題部に所有者を記載する行為(最判平9・3・11) ⑦ 2項道路の指定(最判平14・1・17) ⑧ 労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給または不支給の決定(最判平15・9・4) ⑨ 食品衛生法に基づく検疫所長の通知(最判平16・4・26) ⑩ 過誤納金の還付に関する通知請求(最判平17・4・14) ⑪ 医療法の規定に基づく病院開設中止勧告(最判平17・7・15) ⑫ 土地区画整理事業の事業計画の決定(最大判平20・9・10) ⑬ 特定の市立保育所を廃止する条例の制定行為(最判平21・11・26) ⑭ 土壌汚染対策法による通知(最判平24・2・3) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防法7条に基づく消防庁の同意(最判昭34・1・29) ② 国有財産法の普通財産の払下げ(最判昭35・7・12) ③ 海難審判庁による原因解明裁決(最大判昭36・3・15) ④ 墓地管理者に異教徒であることのみを理由とした埋葬拒否を認めないこととした通達(最判昭43・12・24) ⑤ 農地法80条に基づく農地の売払い(最大判昭46・1・20) ⑥ 全国新幹線鉄道整備法に基づく工事实施計画の認可(最判昭53・12・8) ⑦ 用途地域の指定(最判昭57・4・22) ⑧ 公務員の採用内定の通知(最判昭57・5・27) ⑨ 道路交通法127条1項の規定に基づく反則金の納付の通告(最判昭57・7・15) ⑩ 開発行為に係る公共施設の管理者が同意を拒否する行為(最判平7・3・23) ⑪ 市町村長が住民票に世帯主との続柄を記載する行為(最判平11・1・21) ⑫ 水道事業の水道料金を改定する条例の制定(最判平18・7・14) ⑬ 適法な出生届のない子につき住民票の記載を求める申出に対する応答(最判平21・4・17) ⑭ 老人福祉施設の民間事業者への移管に当たる公募に対する通知(最判平23・6・14) ⑮ 都立学校の校長が教職員に対し入学式、卒業式における起立・国歌斉唱・ピアノ伴奏を命ずる職務命令(最判平24・2・9)